

令和元年草加市議会 12月定例会提出議案及び報告 概要

- ・ 提出議案及び報告一覧
- ・ 概要

議案		報告
補正予算	5 件	
条例	1 0 件	
契約	1 件	
指定管理者の指定	1 件	
市道廃止認定	2 件	
人事	3 件	専決処分（損害賠償） 3 件
	2 2 件	3 件

令和元年草加市議会12月定例会 提出議案及び報告一覧

議 案

- 第94号議案 令和元年度草加市一般会計補正予算（第5号）
第95号議案 令和元年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第96号議案 令和元年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
第97号議案 令和元年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
第98号議案 令和元年度草加市水道事業会計補正予算（第1号）
(P. 1～5)

- 第99号議案 草加市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 5

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条文中に引用している同法の題名を変更し、引用している条項のずれを整えるものです。

- 第100号議案 市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 6

草加市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、市長、副市長、病院事業管理者及び教育長並びに議会の議長、副議長及び議員の期末手当の支給率を引き上げるものです。

- 第101号議案 職員の給与に関する条例及び草加市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 6

人事院勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給率並びに特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給率を引き上げ、住居手当の支給額の改定を行うとともに、引用する法律の一部改正に伴い条文を整えるものです。

- 第102号議案 草加市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 8

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正により、災害援護資金の償還金の支払猶予等を行うための資産状況の報告等の制度が新設されたことに伴い、条文を整えるものです。

- 第103号議案 草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について P. 8

国民健康保険税の負担の公平化、適正化等を図るため、基礎課税額の一世帯当たりの限度額並びに所得割額及び被保険者均等割額の改定等を行うものです。

第104号議案 草加市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 9

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に鑑み、印鑑の登録を受けることができる者の資格の見直しを行うとともに、条文を整えるものです。

第105号議案 草加市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例の制定について……………P. 10

小規模農地を保全し、有効に活用することにより、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区に定めることができる区域の規模を定めるものです。

第106号議案 草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業施行規程及び草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について……………P. 11

土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、清算金を分割して徴収する場合又は分割して交付する場合における当該清算金に付す利子の利率を改定するものです。

第107号議案 草加市下水道条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 11

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に鑑み、指定排水設備工事店の指定の基準及び責任技術者の登録の資格の見直しを行うものです。

第108号議案 草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について……………P. 12

民法の一部改正に伴い、不正入居により住宅の明渡し請求を受けた者から徴収する利息の算定に係る利率の改定等を行うものです。

第109号議案 中央図書館空調設備等改修工事請負契約の締結について……………P. 13

草加市立中央図書館の老朽化した空調設備の改修等を行うに当たり必要となる本工事の請負契約を締結するものです。

第110号議案 指定管理者の指定について……………P. 13

令和2年4月1日から5年間の草加市物産・観光情報センターの指定管理者を指定するものです。

第111号議案 市道路線の廃止について……………P. 14

第112号議案 市道路線の認定について……………P. 14

市道路線の廃止（10路線・757.91m）及び認定（39路線・3,145.46m）を行うものです。

第113号議案	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………P. 14
第114号議案	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………P. 14
第115号議案	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………P. 14

報 告

第 2 6 号報告	専決処分の報告について（事故による損害賠償）
第 2 7 号報告	専決処分の報告について（事故による損害賠償）
第 2 8 号報告	専決処分の報告について（市の管理瑕疵による事故の損害賠償）

(P. 15)

議 案

第 9 4 号議案 令和元年度草加市一般会計補正予算（第 5 号）

補正前の歳入・歳出予算額 80,955,438千円

歳入・歳出補正予算額 328,302千円

※会計年度の表記については、平成31年度予算を令和元年度予算として記載しております。

補正後の歳入・歳出予算額 81,283,740千円

補正予算の主な内容

歳 入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものを。(千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	
14 国庫支出金	74,809	①特別障害者手当等給付費負担金(障がい福祉課)	2,476
		②障害者自立支援医療費負担金	32,491
		③学校施設環境改善交付金	39,842
15 県支出金	23,802	④障害者自立支援医療費負担金	16,245
		⑤地域公共交通活性化促進事業補助金	5,000
		⑥在宅重度心身障害者手当支給費補助金	2,557
18 繰入金	55,391	・財政調整基金繰入金	55,391
21 市債	174,300	⑦公園整備事業債	69,800
		⑧校舎等大規模改造事業債	104,500
合 計	328,302		

歳 出 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
1 議会費	△ 10,103	人件費[職員課]		△ 10,898
		議会事務事業[議会事務局]		795
2 総務費	89,781	人件費[職員課]		36,996
		収納管理事務事業[納税課]		39,100
		バス路線網整備推進事業[交通対策課](財源振替)	⑤	0
		自主防災活動等推進事業[危機管理課]		13,685

歳 出(続き)

(千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
3 民生費	57,715	人件費[職員課]		△ 25,126
		後期高齢者医療広域連合事務事業[保険年金課]		1,309
		特別障害者手当等の支給[障がい福祉課]	①⑥	7,032
		自立支援給付事業[障がい福祉課]	②④	64,983
		保育施設整備事業[保育課]		638
		放課後児童健全育成事業[子ども育成課]		7,644
		子育て支援センター及び児童発達支援センター運営事業 [子育て支援センター]		1,235
4 衛生費	△ 193	人件費[職員課]		△ 193
5 労働費	△ 1,237	人件費[職員課]		△ 1,237
6 農林水産業費	△ 355	人件費[職員課]		△ 355
7 商工費	3,342	人件費[職員課]		3,342
8 土木費	53,938	人件費[職員課]		△ 28,099
		新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰出金[都市計画課]		△ 3,055
		新田西部土地区画整理事業特別会計繰出金[都市計画課]		△ 991
		公園広場等整備事業[みどり公園課]	⑦	93,100
		公共下水道事業特別会計繰出金[河川課]		△ 7,017
10 教育費	135,414	人件費[職員課]		△ 22,797
		学校就学援助事業(小学校)[学務課]		3,338
		学校就学援助事業(中学校)[学務課]		2,102
		トイレ環境改善整備事業(中学校)[総務企画課]	③⑧	152,771
合 計	328,302			

・繰越明許費の設定(2事業)

分類	繰越事業	繰越額
通常事業	放課後児童健全育成事業	7,644千円
通常事業	トイレ環境改善整備事業(中学校)	152,771千円

・債務負担行為の補正(12事業)

分類	事 項 (期 間)	限度額
追加(新規設定分)	公有財産管理事業(令和元年度～令和3年度)	136,970千円
追加(新規設定分)	コミュニティセンター管理事業(平成28～30年度設定分)(令和元年度～令和3年度)	2,380千円
追加(新規設定分)	体育施設等管理運営事業(平成28～30年度設定分)(令和元年度～令和3年度)	1,270千円
追加(新規設定分)	障害社会福祉施設管理運営事業(障害福祉サービス事業所つばさの森) (平成28年度設定分)(令和元年度～令和3年度)	108千円
追加(新規設定分)	障害社会福祉施設管理運営事業(障害者グループホームひまわりの郷) (平成29年度設定分)(令和元年度～令和4年度)	777千円
追加(新規設定分)	児童手当・子ども医療費支給事業(令和元年～令和4年度)	139,929千円
追加(新規設定分)	保育施設整備事業(やつか保育園耐震補強等工事)(令和元年～令和2年度)	126,500千円
追加(新規設定分)	保育施設整備事業(あおば学園(あおやぎ保育園仮園舎)改修工事) (令和元年～令和2年度)	10,000千円
追加(新規設定分)	草加市物産・観光情報センター指定管理事業(令和元年度～令和6年度)	122,010千円
追加(新規設定分)	道路舗装改良事業(令和元年度～令和2年度)	131,340千円
追加(新規設定分)	排水路整備事業(令和元年度～令和2年度)	192,500千円
追加(新規設定分)	自然教室推進事業(児童生徒送迎バス)(令和元年度～令和2年度)	29,522千円

第 9 5 号議案 令和元年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

補正前の歳入・歳出予算額 7,271,142千円

歳入・歳出補正予算額 △ 7,017千円

補正後の歳入・歳出予算額 7,264,125千円

補正予算の主な内容

歳 入 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容
4 繰入金	△ 7,017	・一般会計繰入金 △ 7,017
合 計	△ 7,017	

歳 出 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源
1 総務費	△ 7,017	・人件費 [職員課]	△ 7,017
合 計	△ 7,017		

・繰越明許費の設定

分類	繰越事業	繰越額
通常事業	公共下水道雨水整備事業	67,518千円

第 9 6 号議案 令和元年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

補正前の歳入・歳出予算額 162,709千円

歳入・歳出補正予算額 △ 991千円

補正後の歳入・歳出予算額 161,718千円

補正予算の主な内容

歳 入 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容
4 繰入金	△ 991	・一般会計繰入金 △ 991
合 計	△ 991	

歳 出 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源
1 総務費	△ 991	・人件費 [職員課]	△ 991
合 計	△ 991		

第 9 7 号議案 令和元年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正
予算（第 2 号）

補正前の歳入・歳出予算額	902,341千円
歳入・歳出補正予算額	△ 3,055千円
補正後の歳入・歳出予算額	899,286千円

補正予算の主な内容

歳 入		(千 円)	
款	補 正 額	主 な 内 容	
5 繰入金	△ 3,055	一般会計繰入金	△ 3,055
合 計	△ 3,055		

歳 出		(千 円)		
款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
1 総務費	△ 3,055	人件費 [職員課]		△ 3,055
合 計	△ 3,055			

第 9 8 号議案 令和元年度草加市水道事業会計補正予算（第 1 号）

・債務負担行為の補正

分類	事 項（期 間）	限度額
追加(新規設定分)	施設改良事業(令和元年度～令和2年度)	244,100千円

第 9 9 号議案 草加市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的及び内容

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条文中に引用している同法の題名を変更し、引用している条項のずれを整えるものです。

2 施行期日

一部改正の法律が施行される日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

第 100 号議案 市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

令和元年 10 月 31 日付け草加市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、市長、副市長、病院事業管理者及び教育長並びに議会の議長、副議長及び議員の期末手当の支給率を引き上げるものです。

2 内容等

期末手当の支給率を 4.45 月から 4.5 月に引き上げます。（引上げに係る調整を行うため、令和元年度 12 月期の支給率を 0.05 引上げ、その後令和 2 年度は 6 月期と 12 月期で 0.025 ずつ振り分けます。）

(1) 令和元年 12 月期期末手当支給率

100 分の 222.5 → 100 分の 227.5

(2) 令和 2 年以降の期末手当支給率

6 月期期末手当 100 分の 222.5 → 100 分の 225.0

12 月期期末手当 100 分の 227.5 → 100 分の 225.0

第 101 号議案 職員の給与に関する条例及び草加市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

令和元年の人事院勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給率並びに特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給率を引き上げ、住居手当の支給額の改定を行うとともに、引用する法律の一部改正に伴い条文を整えるものです。

2 内容等

(1) 給料表の改定（平成 31 年 4 月 1 日から適用します。）

若年層の給料を中心に、実質平均で 0.22%（640 円）の増額とします。

(2) 期末・勤勉手当支給率の改定（令和元年 12 月期及び令和 2 年度）

ア 再任用以外の職員の勤勉手当支給率の改定

勤勉手当の支給率を 1.85 月から 1.9 月に引き上げます。（引上げに係る調整を行うため、令和元年度 12 月期の支給率を 0.05 引上げ、その後令和 2 年度は 6 月期と 12 月期で 0.025 ずつ振り分けます。）

(ア) 令和元年 12 月期勤勉手当支給率

12 月期勤勉手当 100 分の 92.5 → 100 分の 97.5

(イ) 令和２年度以降の勤勉手当支給率

６月期勤勉手当 １００分の９２．５ → １００分の９５

１２月期勤勉手当 １００分の９７．５ → １００分の９５

イ 特定任期付職員の期末手当支給率の改定

期末手当の支給率を３．３５月から３．４月に引き上げます。（引上げに係る調整を行うため、令和元年度１２月期の支給率を０．０５引上げ、その後令和２年度は６月期と１２月期で０．０２５ずつ振り分けます。）

(ア) 令和元年１２月期期末手当支給率

１２月期勤勉手当 １００分の１６７．５ → １００分の１７２．５

(イ) 令和２年度以降の期末手当支給率

６月期期末手当 １００分の１６７．５ → １００分の１７０．０

１２月期期末手当 １００分の１７２．５ → １００分の１７０．０

<影響等>

給料表の改定及び期末・勤勉手当の改定の所要財源 ２９，４３８，０００円

(3) 住居手当の支給額の改定（令和２年４月１日から）

ア 職員の住居手当の支給対象となる賃貸住宅の家賃を、次のとおり改めます。

住居手当支	改正前	改正後
給対象職員 (賃貸住宅)	月額 <u>１２，０００円</u> を超える 家賃を支払っている職員	月額 <u>１６，０００円</u> を超える 家賃を支払っている職員

イ 賃貸住宅に係る住居手当額の算出に使用する額を次のとおり見直します。

	改正前	改正後
住居手当 額の算出 方法	家賃が月額 <u>23,000円以下</u> の場合 家賃月額－ <u>12,000円</u> ※4,000円に満たない時は4,000円	家賃が月額 <u>27,000円以下</u> の場合 家賃月額－ <u>16,000円</u> ※4,000円に満たない時は4,000円
	家賃が月額 <u>23,000円超</u> の場合 (家賃月額－ <u>23,000円</u>) × 1/2 ※上限 <u>16,000円</u> + 11,000円	家賃が月額 <u>27,000円超</u> の場合 (家賃月額－ <u>27,000円</u>) × 1/2 ※上限 <u>17,000円</u> + 11,000円

(4) その他

地方公務員法の一部改正に伴い、条文中で同法を引用していた部分を整えます。

第 1 0 2 号議案 草加市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的及び内容

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正により災害援護資金（※）の償還金の支払猶予等を行うための資産状況の報告等の制度が新設されたことに伴い、条文を整えるものです。

（※）災害援護資金

災害救助法による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により負傷又は住居若しくは家財の損害を受けた世帯主に対し、生活の立て直しに資するために貸し付ける資金

2 施行期日

公布の日から施行し、令和元年 1 0 月 1 0 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用します。

<影響等>

現在、災害援護資金の貸付けが発生していないため、影響はありません。

第 1 0 3 号議案 草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

国民健康保険税の負担の公平化、適正化等を図るため、基礎課税額（医療給付に係る保険料）の一世帯当たり限度額並びに所得割額及び被保険者均等割額の改定等を行うものです。

2 内容

【改正前】

個人ごとに算出	保険料 の区分	医療給付費分 (0歳～74歳)	後期高齢者支援金分 (0歳～74歳)	介護納付金分 (40歳～64歳)
	所得割額	基準総所得金額 (※) <u>× 7.7%</u>	基準総所得金額 <u>× 1.8%</u>	基準総所得金額 <u>× 1.5%</u>
	均等割額	<u>23,800円</u>	<u>6,000円</u>	<u>6,400円</u>
	一世帯当たりの限度額	<u>580,000円</u>	190,000円	160,000円



【改正後】

個人ごとに算出	保険料 の区分	医療給付費分 (0歳～74歳)	後期高齢者支援金分 (0歳～74歳)	介護納付金分 (40歳～64歳)	全体の 改定内容
	所得割額	基準総所得金額 $\times 7.3\%$	基準総所得金額 $\times 2.3\%$	基準総所得金額 $\times 1.8\%$	0.4%増
	均等割額	27,000円	7,800円	9,800円	8,400円増
	一世帯当 たりの限度額	610,000円	190,000円	160,000円	30,000円増

(※) 基準総所得金額 基礎控除後の総所得金額

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

(2) 適用区分

令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用します。

<影響等>

【影響世帯数】 35,563世帯（加入全世帯）

【影響見込額】 約1億4,000万円の歳入調定額の増

【モデル世帯の年間国民健康保険税額の見込み】

区分	条件	年税額 (改正前)	年税額 (改正後)	影響額
世帯1	40代夫婦、子ども2人、給 与所得250万円（主のみ）	370,500円	406,100円	35,600円
世帯2	60歳夫婦、総所得33万円以 下（7割軽減適用）	21,600円	26,600円	5,000円

第104号議案 草加市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に鑑み、印鑑の登録を受けることができる者の資格の見直しを行うとともに、条文を整えるものです。

2 内容

資格に係る規定のうち、印鑑登録を受けることができない者を次のように見直します。

改正前	改正後
・ 15歳未満の者 ・ <u>成年被後見人</u>	・ 15歳未満の者 ・ <u>意思能力を有しない者（15歳未満の者を除く。）</u>

3 施行期日

公布の日から施行します。

<影響等>

今後、成年被後見人に法定代理人が同行し、かつ、本人の申請があり、意思能力を有すると認められる場合は、印鑑登録の申請を受け付けることとなります。

第105号議案 草加市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例の制定について

1 目的

小規模農地を保全し、有効に活用することにより、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区（※）に定めることができる区域の規模を定めるものです。

（※）生産緑地地区

市街化区域内にある農地等で、良好な都市環境を確保するために役立つなど一定の条件を満たす場合に計画的に保全するため都市計画によって指定される地区

2 内容

生産緑地法に基づき、市が条例で定める生産緑地地区に定めることができる区域の規模を、300平方メートル以上とします。

3 施行期日

公布の日から施行します。

<影響等>

- ・ これまでの指定の対象（500平方メートル以上）には該当していなかった小規模な市街化区域内農地を生産緑地地区として指定することが可能となります。
- ・ 市内にある300～500平方メートルの市街化区域内農地の面積 合計約8.3ヘクタール

第 106 号議案 草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業施行規程及び草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について

1 目的

土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、清算金を分割して徴収する場合又は分割して交付する場合における当該清算金に付す利子の利率を改定するものです。

2 内容

次のとおり利率を改定します。

	改正前	改正後
分割交付する場合	年 6 パーセント	土地区画整理法の規定による換地処分の公告があった日の翌日における法定利率（※）
分割徴収する場合	年 2 パーセント	年 2 パーセント（当該利率が土地区画整理法の規定による換地処分の公告があった日の翌日における法定利率を超えるときは当該法定利率）

（※）法定利率

民法において規定する、利息を生ずべき債権に係る利率。令和 2 年 4 月 1 日施行の同法の一部改正により年 5 パーセントから年 3 パーセントに引き下げられ、当該利率は 3 年ごとに見直されることとなります。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

<影響等>

現行の土地区画整理事業による換地処分が発生するまでに相当な期間があるため、改正による影響はありません。

第 107 号議案 草加市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に鑑み、指定排水設備工事店の指定の基準及び責任技術者の登録の資格の見直しを行うものです。

2 内容

指定の基準又は登録の資格に定める成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項を次のように見直します。

改正前	改正後
成年被後見人若しくは被保佐人 又は破産者で復権を得ないもの	・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ・ <u>精神の機能の障害により事業又は職務を適正に 営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を 適切に行うことができない者</u>

3 施行期日

公布の日から施行します。

<影響等>

指定排水設備工事店（令和元年１０月１日現在）県内１７３店（市外１２２店 市内５１店）に係る影響は特にありません。

第１０８号議案 草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

民法の一部改正に伴い、不正入居により住宅の明渡し請求を受けた者から徴収する利息の算定に係る利率の改定等を行うものです。

2 内容

不正入居者が入居した日から明渡し請求の日までの期間について、近隣の住宅の家賃の額と市営住宅の家賃の額との差額に利息を付した額の金銭を請求する際の利率を次のとおり改定します。

改正前	改正後
年５分	法定利率（年３パーセント、３年ごとに見直し） ６ページの（※）法定利率を参照

3 施行期日

令和２年４月１日から施行します。

<影響等>

住宅の明渡し請求案件が現在発生していないため、影響はありません。

第109号議案 中央図書館空調設備等改修工事請負契約の締結について

1 目的

草加市立中央図書館の老朽化した空調設備の改修等を行うに当たり必要となる本工事の請負契約を締結するものです。

2 契約方法：一般競争入札

3 契約の金額：381,700,000円

4 契約の相手方：小林・正木 特定建設工事共同企業体

代表構成員 埼玉県草加市青柳三丁目34番5号

株式会社小林設備

代表取締役 小林 秀 樹

構 成 員 埼玉県草加市栄町三丁目9番30号

正木設備株式会社

代表取締役 正 木 薫

5 工事概要

(1) 工事場所

草加市松原一丁目1番9号

(2) 工事内容

ア 機械設備工事 空調設備の改修・撤去等

イ 電気設備工事 照明器具のLED化等

ウ 建築工事 天井張り替え及び足場設置等

エ 発生材処分 既存の空調機等の処分

6 工期：本契約締結の日から250日間

7 入札：公告年月日 令和元年10月11日

開札日時 令和元年11月11日 午前10時

第110号議案 指定管理者の指定について

管理を行わせる施設	指定管理者	期間
草加市物産・観光情報センター	草加市高砂二丁目7番1号 アコス株式会社 代表取締役社長 浅井 昌志	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで (5年間)

第 1 1 1 号議案 市道路線の廃止について

次の理由により、市道を廃止するものです。（合計 10路線・757.91m）

- | | |
|----------------------|------------------------|
| (1) 新田駅西口土地区画整理事業のため | 市道 1 1 2 0 9 号線 |
| (2) 寄附による路線延長のため | 市道 1 0 4 7 6 号線ほか 6 路線 |
| (3) 路線短縮のため | 市道 3 0 0 2 0 号線 |
| (4) 道路新設改良工事を行ったため | 市道 4 0 6 5 9 号線 |

第 1 1 2 号議案 市道路線の認定について

次の理由により、市道を認定するものです。（合計 39路線・3,145.46m）

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 寄附等を受けたため | 市道 1 1 6 4 9 号線ほか 2 9 路線 |
| (2) 寄附による路線延長のため | 市道 1 0 4 7 6 号線ほか 6 路線 |
| (3) 路線短縮のため | 市道 3 0 0 2 0 号線 |
| (4) 道路新設改良工事を行ったため | 市道 4 0 6 5 9 号線 |

第 1 1 3 号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会委員小澤尚久氏は、令和元年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第 1 1 4 号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

令和2年1月16日をもって任期満了となる公平委員会委員の後任として、新たに公平委員会委員に土田将司氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第 1 1 5 号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

令和元年7月30日に死去された人権擁護委員の後任として、新たに人権擁護委員に山本達夫氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

報 告

第 2 6 号報告 専決処分の報告について（事故による損害賠償）

1 事故の概要

令和元年 6 月 2 1 日午前 1 0 時 5 0 分頃、生活支援課の職員が公務のため公用車で市道 2 0 0 8 号線を走行中、草加市松原四丁目 1 番 9 号地先の松原四丁目交差点を左折しようとした際、左折方向の横断歩道を横断中の者が運転する自転車に接触し、その者を負傷させたものです。

2 損害賠償の額

1 6, 8 0 0 円

（人身損害賠償・自動車共済により全額補填）

3 専決処分日

令和元年 1 1 月 1 1 日

第 2 7 号報告 専決処分の報告について（事故による損害賠償）

1 事故の概要

令和元年 6 月 2 8 日午前 1 0 時 2 0 分頃、長寿支援課の職員が公務のため草加市柿木町 1 8 8 番地先の私道に駐車していた公用車を発進させ、後退走行した際、左後方に駐車していた自動車に接触し、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

2 5 4, 1 5 3 円

（物件損害賠償・自動車共済により全額補填）

3 専決処分日

令和元年 1 1 月 1 1 日

第 2 8 号報告 専決処分の報告について（市の管理瑕疵による事故の損害賠償）

1 事故の概要

令和元年 9 月 9 日未明、台風 1 5 号の強風により草加市青柳七丁目 1 0 番 1 号地先の市道 2 0 1 3 5 号線の道路反射鏡に設置していた市の交通安全啓発の看板が転倒し、草加市青柳七丁目 1 0 番 1 号に駐車していた自動車に接触したため、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

1 5 4, 7 1 0 円

（物件損害賠償・市民総合賠償補償保険により全額補填）

3 専決処分日

令和元年 1 1 月 1 4 日